いんふぉめいしょん インフォメーション INFORMATION

重度身体障害者に青い鳥郵便ハガキをプレゼント

重度の身体障害者（1級・2級）で、同手帳をお持ちの満6歳（昭和60年3月31日現在）以上の方に、4月20日の発売日以降、青い鳥郵便はがきを、お一人につき20枚差し上げます。

ご希望の方は、障害者手帳をご持参の上、申込用紙（郵便局または市福祉課に備えてあります）をそえて郵便局にお申し出ください。

受付期間は5月31日までです。なお、代理の方のお申出でも、郵便によるお申出でも結構です。郵便による場合は、ご本人の手帳番号、級別、住所または居所、氏名、生年月日をご記入の上、押印してお申し出ください。

詳しくは、郵便局にお尋ねください。

軽自動車税の免除申請を

軽自動車（バイクを含む）税の減免措置をご存じですか。

軽自動車税の納期限は4月30日ですが、次に該当する方で減免を希望される方は、納期限の7日前までに税務課に申請してください。

▼**減免該当者**　身体障害者が所有する軽自動車（バイクを含む）で、本人または生計を一にする者が運転する場合、あるいは精神薄弱者が所有する軽自動車（バイクを含む）で、本人と生計を一にする者が運転する場合で、市長が必要と認める者

▼**手続き**　減免申請書に必要事項を記入のうえ、軽自動車税納税通知書・運転免許証身体障害者手帳をもって税務課までお越しください。

▼**申請・お問い合わせ**　税務課諸税係　内線223

学校施設使用団体の登録

市では、現在小学校の体育館・グラウンドを、学校教育に支障のない範囲で、開放しています。しかし、使用申込が非常に多く、抽選するほどです。そこで、今回、中学校も開放の対象とし、クラブ活動などを考慮して、年間10日程度を開放することにしました。

なお、これに伴い、施設の使用手続などの一部を変更します。その主なものは次のとおりです。

◎開放施設を使用するには学校施設使用団体としての登録が必要（現在登録している団体も含む）

◎この使用団体登録には、次の要件が必要です。

(1)向日市内に居住する者10人以上で組織するもの

(2)社会体育活動を目的とするもの（社会教育関係団体・町内会等が、社会体育活動を行う場合を含む）

(3)20歳以上の方を代表者として有する

◎登録申請の期間は、今年度に限り、4月末日までとします。

◎開放時間は原則的には、月曜日～土曜日＝午後5時～9時　日曜・祝日・夏休み等の土曜日＝午前9時～午後9時

※中学校の開放日については、「広報向日市」でお知らせします。

▼**お問い合わせ**　教育委員会社会教育課　内線325

少年少女スポーツ教室

▼**対象**　小学4年生から中学1年生までの男女

▼**種目・定員**　バドミントン＝30名　卓球＝30名　ソフトボール＝50名

▼**教室開催日**　毎月2回、第2・第4日曜日を予定

▼**参加費**　年間1200円

▼**申込方法**　参加費を持って社会教育課へ

▼**お問い合わせ**　教育委員会社会教育課

※各教室で必要なものは各自で用意する。また、体育館を使用するバドミントン・卓球については体育館シューズが必要です。

市民テニス教室（硬式）

▼**日時**　5月2日（木）～6日（月）午後1時30分～4時

▼**場所**　向日町競輪場内

▼**対象**　18歳以上の市民

▼**定員**　50名（定員になりしだい締め切り）

▼**参加費**　500円

▼**申込み期間**　4月15日（月）～27日（土）

▼**申込み・お問い合わせ**　社会教育課　内線325

※ラケット・テニスシューズを持参してください。

ご利用ください

消火器の設置補助 自動火災警報器具の貸出し

消火器の設置補助制度は、地域の火災予防体制の強化をはかるため、自治会などを対象に、消火器の共同設置にかかる費用の一部を補助するものです。

▼**補助の対象**　戸数20戸以上の自治会、町内会または隣組

▼**対象とする消火器**　泡消火器10型（8・5ℓ）転倒式または粉末5型（1・8kg）以上

▼**補助額**　消火器設置経費の3分1以内を補助

自動火災警報器具の貸出し制度は、ねたきり老人（65歳以上）や身体障害者等で自宅において長期にわたり就床し、日常生活の起居動作に介護を要する状態である方に、自動火災警報器具を無料で貸出し、火災による人命損傷事故を防ぐものです。

火災警報器具は、火災が発生すると、いち早く「感知器」がキャッチし、「受信機」を通して「ベル」がなり、家族や近所の人に知らせる仕組みになっています。

この他に耳の不自由な方には、点滅ライトにより、火災を知らせる方法もあります。

▼**申込み・お問い合わせ**　消防本部予防課　☎934－0119

技能修得資金

技能修得資金は、中学校等を卒業し、技能修得の道に進まれる方に、そのための支度金や資金を支給するものです。ただし、経済的な理由により進学を断念し入所される方を対象とします。申込みは次のとおりです。

▼**対象**　市内在住の方で、世帯の自立更生のため技能修得施設（職業訓練校、各種実技学校等）に入所される方

▼**支給額**　(1)技能修得資金…月額2万4000円以内　(2)入所支度金…入所年度1回限り5万5000円以内

▼**申請・お問い合わせ**　児童家庭課　内線344

商業統計調査を行います

通商産業省は、昭和60年5月1日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、全国の卸売業、小売業を営んでいるすべての商店を対象とする調査で、わが国の商店の販売活動の実態や分布状況および商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、いわば「商業の国勢調査」ともいうべき重要な調査です。

調査の対象となる商店のみなさまの御協力をお願いします。

▼**お問い合わせ**　企画課調査係　内線277

市道路占用料金を改正

市道路占用料徴収条例が一部改正されました。

道路法の規定により、市が管理する道路を占用した場合に占用料を徴収することなどを決めたものです。道路上もしくは上空、および地下を占用しようとする場合には、事前に市役所土木課へ届け出てください。

▼**お問い合わせ**　土木課　内線261～4

灯油価格調査（3月分）

市内の灯油取扱い店を対象に、消費生活モニターが灯油価格を調査しました。

この結果、18ℓ缶で店頭平均価格は1329円で、2月より3円上がりました。

また、配達料込平均価格は、1388円で、13円下がりました。

なお、昨年同月との比較では、店頭価格が127円下がり、配達料込みでも、95円の値下がりとなっています。

My Opinion Corner 私の提言

ゴミ処理もみんなの心づかいで

私たちの日々の「くらし」の中で、極めて身近かな廃棄物や「ゴミ」処理に税金はどのようなかかわりを持っているか考えて見たことがありますか？税金は私たちのくらしをよくするために使われており、廃棄物を処理するにも多額の税金が使われているのです。不要物だから…、台所のくずだから…と安易に思って捨てている毎日ではないでしょうか？　そこで、もう一度自分の生活はもとより、広い視点で支出軽減をじっくり考えてみませんか。

ところで、生活からでてくる廃棄物やゴミの処理は次のようにすれば上手に少なくできると思います。①不燃物、可燃物の選別は確実に　②古紙（新聞、雑誌、ダンボール等）は、週または月毎にまとめて古紙回収に出しましょう。一回の量的見かえりは少なくとも年間を通せば、まとまったものになります。古紙回収を地域ぐるみ、子ども会等で実施し、地域行事や子どもたちの行事に有効に活用している例もあります。③台所のゴミについては、マ生ゴミは水きりをしっかりマ竹串など危険なものは区別してマ運びやすいようにきっちりまとめて④ゴミ収集については、決められた日時・場所に

一人ひとりのちょっとした心配りで、私たちの暮らしの中には、ゴミの量や費用の削減がまだまだできると思います。みなさん、もう一度暮らしを見つめ直しましょう。

市政モニター ゴミ問題グループ

―〈ご意見をお寄せください〉―

「私の提言」は、市民の皆さんから、今、こんな事を考えている、今後、こんな風にしたら素適な町になるんじゃないか、という意見・提言をお寄せいただくコーナーです。皆さんの身近かにある意見・提言を秘書広報課までどしどしお寄せください。

なお、この欄の提言者を募集します。市民みんなで考えるような建設的な提言をお待ちします。テーマは自由です。字数は500字程度。住所・氏名・電話番号を必ず書いてください。